法第八条関係　　３環資一施第７９号

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和３年９月９日

住　所　　東京都江東区辰巳三丁目７番８号
氏　名　　広陽サービス株式会社　代表取締役　尾崎　泰裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項の規定により、許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

東京都知事　小池　百合子

許可の年月日	令和３年９月９日　　許可番号　一施第６７号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（圧縮、圧縮梱包施設） 普通ごみ（廃プラスチック類、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶）
設置場所	東京都江東区新木場四丁目５番２１号
処理能力	７９．９９ｔ／日（施設詳細は裏面のとおり）
許可の条件	
留意事項	１．施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 ２．計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 ３．施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

東京都

（裏面）

種類と処理方式	処理能力
廃プラスチック類（圧縮梱包）	４８．２４ｔ／日（２．０１ｔ/ｈ×２４ｈ）
ペットボトル（圧縮梱包）	１２．８４ｔ／日（０．５３５ｔ/ｈ×２４ｈ）
スチール缶（圧縮）	１１．５２ｔ／日（０．４８ｔ/ｈ×２４ｈ）
アルミ缶（圧縮）	７．３９ｔ／日（０．３０８ｔ/ｈ×２４ｈ）
計	７９．９９ｔ／日（２４時間稼動）

（以下余白）

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

様式第二十号（第十二条の五関係）　　3環資産施第3号

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和　3年　9月　24日

住所　東京都江東区辰巳三丁目7番8号
氏名　広陽サービス株式会社
代表取締役　尾崎　泰裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第15条第1項　の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日	令和　3年　9月　24日	許可番号	産施第360号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類又は木くずの破砕施設 （処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず）		
設置場所	東京都江東区新木場四丁目5番21号		

処理能力	産業廃棄物の種類	処理能力	稼働時間	事業場における表示
	廃プラスチック類	14.4（t/日）	24時間	ZSS1500型
	木くず	11.0（t/日）	24時間	

許可の条件	無
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無
留意事項	1　施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2　計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

東京都